

審査基準

知事が行う農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 12 条第 6 項及び第 13 条の 2 第 4 項の同意に当たっては、第 12 条第 10 項の各号の規定及び下記の通知を行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 5 条で定める審査基準とする。

記

- ・農地法関係事務に係る処理基準について(平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官通知)
- ・「農地法の運用について」の制定について(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)
- ・農地法関係事務処理要領の制定について(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)
- ・農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用の明確化等について(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2473 号農林水産省農村振興局長通知)
- ・施設園芸用地等の取扱いについて(平成 14 年 4 月 1 日付け 13 経営第 6953 号農林水産省経営局構造改善課長通知)
- ・「施設園芸用地等の取扱いについて(回答)」の運用の明確化について(平成 31 年 3 月 7 日付け 30 経営第 2825 号農林水産省経営局農地政策課長通知)
- ・「農地法第 43 条及び第 44 条の運用について」の制定について(平成 30 年 11 月 20 日 30 経営第 1796 号農林水産省経営局長通知)
- ・農地法施行規則第 33 条第 4 号の解釈について(回答)(平成 26 年 4 月 28 日 26 農振第 152 号農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知)
- ・農地調整事務の概要(令和 7 年 8 月静岡県経済産業部農地調整課)